

京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年7月13日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第1号

京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会公印規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「教育委員会事務局及び教育機関（学校及び幼稚園を除く。）において」を削り、同条第2項中「学校」を「前項の規定にかかわらず、学校」に改める。

第7条第2項中「総務課長」を「教育委員会事務局総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」に改める。

第9条中「切断、焼却その他の適当な方法により廃棄」を「返納」に改める。

附則第5項中「第6条第1項中」を「第6条第2項第1号中」に、「同条第2項中」を「同項第2号中」に改め、「（第1号様式）」を削る。

別表第1備考2中「寸法」の右に「及び書体」を加える。

別表第2中

「

教育委員会印（一般公印）	
委員長印（一般公印）	総務課長
事務局印（一般公印）	
教育長印（一般公印）	

」

を

「

教育委員会印（一般公印） 委員長印（一般公印） 事務局印（一般公印） 教育長印（一般公印）	総務課長
教育委員会印（専用公印）	文化市民局文化芸術都市推進室文化 財保護課長

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）